

議第 48 号

消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例について

消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

消費税の税率の改定に伴い、公の施設の使用料等を改正するため、当該条例を制定するもの。

消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

(下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の一部改正)

第1条 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例(平成30年下呂市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前						
別表(第14条関係)					別表(第14条関係)						
1 基本利用料					1 基本利用料						
利用場所	区分	午前	午後	1月利用	予約時間帯	利用場所	区分	午前	午後	1月利用	予約時間帯
	時間	9時30分 から 12時30分	13時00分 から 16時00分	予約時間 帯は除く			1時間	時間	9時30分 から 12時30分	13時00分 から 16時00分	
1階コワーキングスペース 1人につき ※15歳に達する日以後 における最初の3月31 日までの間にある者を 除く		1,100円	1,100円	22,000円	2,200円	1階コワーキングスペース 1人につき ※15歳に達する日以後 における最初の3月31 日までの間にある者を 除く		1,080円	1,080円	21,600円	2,160円
1階エントランスロビー (起業、創業試行販売 として利用)		2,200円	2,200円		2,200円	1階エントランスロビー (起業、創業試行販売 として利用)		2,160円	2,160円		2,160円
1階キッチン (起業、創業試行販売 として利用)		1,100円	1,100円		1,100円	1階キッチン (起業、創業試行販売 として利用)		1,080円	1,080円		1,080円
全館貸切り(1日につ き)					17,600円	全館貸切り(1日につ き)					17,280円
1階販売スペース 1区画につき				5,500円		1階販売スペース 1区画につき				5,400円	
附属設備及び備品等の項 (略)					附属設備及び備品等の項 (略)						
※ (略)					※ (略)						
※ (略)					※ (略)						
2 (略)					2 (略)						

(下呂市防災ヘリポートの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市防災ヘリポートの設置及び管理に関する条例(平成19年下呂市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第6条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、ヘリポートの使用料として離着陸1回につき <u>2,090円</u> を納付しなければならない。	(使用料) 第6条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、ヘリポートの使用料として離着陸1回につき <u>2,050円</u> を納付しなければならない。

(下呂市下呂交流会館設置条例の一部改正)

第3条 下呂市下呂交流会館設置条例(平成20年下呂市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表(第14条関係)						別表(第14条関係)					
施設の名称	利用区分	利用料		冷暖房料		施設の名称	利用区分	利用料		冷暖房料	
		下限	上限	下限	上限			下限	上限	下限	上限

改正後				改正前			
グラウンド	540円	540円	1,100円	グラウンド	530円	530円	1,080円
(3) (略)				(3) (略)			
(4) 寝具(クリーニング料)				(4) 寝具(クリーニング料)			
使用1回につき			250円	使用1回につき			240円

(下呂市いきいきセンター条例の一部改正)

第6条 下呂市いきいきセンター条例(平成16年下呂市条例第163号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表(第8条関係)							別表(第8条関係)						
いきいきセンター使用料							いきいきセンター使用料						
1 基本使用料							1 基本使用料						
区分	午前	午後	夜間	全日	延長	摘要	区分	午前	午後	夜間	全日	延長	摘要
時間	9:00	13:00	18:00	9:00	1時間		時間	9:00	13:00	18:00	9:00	1時間	
室名	12:00	17:00	22:00	22:00			室名	12:00	17:00	22:00	22:00		
研修室1	620円	830円	830円	2,090円	200円		研修室1	610円	820円	820円	2,050円	200円	
研修室2	620円	830円	830円	2,090円	200円		研修室2	610円	820円	820円	2,050円	200円	
会議室	310円	410円	410円	1,040円	100円		会議室	300円	410円	410円	1,020円	100円	
和室研修室	620円	830円	830円	2,090円	200円		和室研修室	610円	820円	820円	2,050円	200円	
多目的ホール	940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円		多目的ホール	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円	
調理室	470円	620円	620円	1,570円	150円		調理室	460円	610円	610円	1,540円	150円	
附属備品等の項 (略)							附属備品等の項 (略)						
2 (略)							2 (略)						

(下呂市公民館条例の一部改正)

第7条 下呂市公民館条例(平成16年下呂市条例第160号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表第2(第13条関係)							別表第2(第13条関係)						
1 基本使用料							1 基本使用料						
施設	区分	午前	午後	夜間	全日	延長	施設	区分	午前	午後	夜間	全日	延長
名	時間	9:00	13:00	18:00	9:00	1時間	名	時間	9:00	13:00	18:00	9:00	1時間
室名	12:00	17:00	22:00	22:00			室名	12:00	17:00	22:00	22:00		
萩原中央公民館(星雲会館)	和室18畳	620円	830円	830円	2,090円	200円	萩原中央公民館(星雲会館)	和室18畳	610円	820円	820円	2,050円	200円
	研修室1	940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円		研修室1	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円
	研修室2	940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円		研修室2	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円
	研修室3	620円	830円	830円	2,090円	200円		研修室3	610円	820円	820円	2,050円	200円
下呂中央公民館(下呂市)	健康指導室	940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円	下呂中央公民館(下呂市)	健康指導室	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円
	栄養指導室	1,410円	1,880円	1,880円	4,710円	470円		栄養指導室	1,380円	1,850円	1,850円	4,620円	460円

改正後								改正前									
民会館)	健康相談室	620円	830円	830円	2,090円	200円		民会館)	健康相談室	610円	820円	820円	2,050円	200円			
	第一学習室	620円	830円	830円	2,090円	200円			第一学習室	610円	820円	820円	2,050円	200円			
	第二学習室	620円	830円	830円	2,090円	200円			第二学習室	610円	820円	820円	2,050円	200円			
	3階	作業室	620円	830円	830円	2,090円	200円			3階	作業室	610円	820円	820円	2,050円	200円	
		第一研修室	940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円				第一研修室	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円	
		第二研修室	940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円				第二研修室	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円	
第三研修室		940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円		第三研修室	920円		1,230円	1,230円	3,080円	300円			
第四研修室	940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円		第四研修室	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円					
金山公民館(金山市民会館)	研修室1	940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円		金山公民館(金山市民会館)	研修室1	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円			
	研修室2	940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円			研修室2	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円			
	研修室3	620円	830円	830円	2,090円	200円			研修室3	610円	820円	820円	2,050円	200円			
	和室	620円	830円	830円	2,090円	200円			和室	610円	820円	820円	2,050円	200円			
	調理実習室	1,410円	1,880円	1,880円	4,710円	470円			調理実習室	1,380円	1,850円	1,850円	4,620円	460円			
あさぎ会館)	ホール	1,250円	1,670円	1,670円	4,190円	410円	ステージ	あさぎ会館)	ホール	1,230円	1,640円	1,640円	4,110円	410円	ステージ		
	第一研修室(和室)	940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円			第一研修室(和室)	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円			
	第二研修室(和室)	620円	830円	830円	2,090円	200円			第二研修室(和室)	610円	820円	820円	2,050円	200円			
	第三研修室(和室)	620円	830円	830円	2,090円	200円			第三研修室(和室)	610円	820円	820円	2,050円	200円			
	調理室	940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円			調理室	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円			
山之口公民館)	ホール	1,250円	1,670円	1,670円	4,190円	410円		山之口公民館)	ホール	1,230円	1,640円	1,640円	4,110円	410円			
	集会室	940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円			集会室	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円			

改正後								改正前								
			円	円	円						円	円	円			
	会議室	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>830円</u>	<u>2,090円</u>	200円		会議室	<u>610円</u>	<u>820円</u>	<u>820円</u>	<u>2,050円</u>	200円			
	小会議室 (和室)	<u>310円</u>	410円	410円	<u>1,040円</u>	100円		小会議室 (和室)	<u>300円</u>	410円	410円	<u>1,020円</u>	100円			
	調理室	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	<u>1,250円</u>	<u>3,140円</u>	<u>310円</u>		調理室	<u>920円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>	<u>3,080円</u>	<u>300円</u>			
湯屋地区 公民館	大会議室	<u>1,250円</u>	<u>1,670円</u>	<u>1,670円</u>	<u>4,190円</u>	410円	ステージ	大会議室	<u>1,230円</u>	<u>1,640円</u>	<u>1,640円</u>	<u>4,110円</u>	410円	ステージ		
	和室	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	<u>1,250円</u>	<u>3,140円</u>	<u>310円</u>		和室	<u>920円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>	<u>3,080円</u>	<u>300円</u>			
	調理室	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	<u>1,250円</u>	<u>3,140円</u>	<u>310円</u>		調理室	<u>920円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>	<u>3,080円</u>	<u>300円</u>			
竹原 公民館	研修室	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	<u>1,250円</u>	<u>3,140円</u>	<u>310円</u>		研修室	<u>920円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>	<u>3,080円</u>	<u>300円</u>			
	大会議室	<u>1,250円</u>	<u>1,670円</u>	<u>1,670円</u>	<u>4,190円</u>	410円	ステージ	大会議室	<u>1,230円</u>	<u>1,640円</u>	<u>1,640円</u>	<u>4,110円</u>	410円	ステージ		
	第1研修室 (和室)	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>830円</u>	<u>2,090円</u>	200円		第1研修室 (和室)	<u>610円</u>	<u>820円</u>	<u>820円</u>	<u>2,050円</u>	200円			
	第2研修室 (和室)	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>830円</u>	<u>2,090円</u>	200円		第2研修室 (和室)	<u>610円</u>	<u>820円</u>	<u>820円</u>	<u>2,050円</u>	200円			
	図書室	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>830円</u>	<u>2,090円</u>	200円		図書室	<u>610円</u>	<u>820円</u>	<u>820円</u>	<u>2,050円</u>	200円			
	第1会議室	<u>310円</u>	410円	410円	<u>1,040円</u>	100円		第1会議室	<u>300円</u>	410円	410円	<u>1,020円</u>	100円			
	第2会議室	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>830円</u>	<u>2,090円</u>	200円		第2会議室	<u>610円</u>	<u>820円</u>	<u>820円</u>	<u>2,050円</u>	200円			
料理実習室	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	<u>1,250円</u>	<u>3,140円</u>	<u>310円</u>		料理実習室	<u>920円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>	<u>3,080円</u>	<u>300円</u>				
上原 公民館	1階	第1研修室 (和室)	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>830円</u>	<u>2,090円</u>	200円		第1研修室 (和室)	<u>610円</u>	<u>820円</u>	<u>820円</u>	<u>2,050円</u>	200円		
		第2研修室 (和室)	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>830円</u>	<u>2,090円</u>	200円		第2研修室 (和室)	<u>610円</u>	<u>820円</u>	<u>820円</u>	<u>2,050円</u>	200円		
		保健相談室	<u>620円</u>	<u>830円</u>	<u>830円</u>	<u>2,090円</u>	200円		保健相談室	<u>610円</u>	<u>820円</u>	<u>820円</u>	<u>2,050円</u>	200円		
		料理実習室	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	<u>1,250円</u>	<u>3,140円</u>	<u>310円</u>		料理実習室	<u>920円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>	<u>3,080円</u>	<u>300円</u>		
	2階	大会議室	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	<u>1,250円</u>	<u>3,140円</u>	<u>310円</u>		2階 大会議室	<u>920円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>	<u>3,080円</u>	<u>300円</u>		

改正後								
		第3研修室	620円	830円	830円	2,090円	200円	
		第4研修室	620円	830円	830円	2,090円	200円	
中原公民館	大会議室		1,250円	1,670円	1,670円	4,190円	410円	
	第1研修室(和室)		620円	830円	830円	2,090円	200円	
	料理実習室		940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円	
菅田公民館	1階	大集会室	750円	1,000円	1,000円	2,510円	250円	ステージ
		調理実習室	560円	750円	750円	1,880円	180円	
	2階	研修室1	560円	750円	750円	1,880円	180円	
		研修室2	370円	500円	500円	1,250円	120円	
		和室	370円	500円	500円	1,250円	120円	
	下原公民館	大集会室		1,250円	1,670円	1,670円	4,190円	410円
和室		620円	830円	830円	2,090円	200円		
調理実習室		940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円		
東公民館	1階	大集会室	1,250円	1,670円	1,670円	4,190円	410円	ステージ
	2階	研修室	620円	830円	830円	2,090円	200円	
		和室	620円	830円	830円	2,090円	200円	
		調理実習室	470円	620円	620円	1,570円	150円	
馬瀬中央公民館	大会議室(ホール)		1,250円	1,670円	1,670円	4,190円	410円	ステージ
	和室		620円	830円	830円	2,090円	200円	
	小会議室		620円	830円	830円	2,090円	200円	
	中会議室		940円	1,250円	1,250円	3,140円	310円	
ロビー			310円	410円	410円	1,040円	100円	

改正前								
		第3研修室	610円	820円	820円	2,050円	200円	
		第4研修室	610円	820円	820円	2,050円	200円	
中原公民館	大会議室		1,230円	1,640円	1,640円	4,110円	410円	
	第1研修室(和室)		610円	820円	820円	2,050円	200円	
	料理実習室		920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円	
菅田公民館	1階	大集会室	740円	980円	980円	2,460円	240円	ステージ
		調理実習室	550円	740円	740円	1,850円	180円	
	2階	研修室1	550円	740円	740円	1,850円	180円	
		研修室2	370円	490円	490円	1,230円	120円	
		和室	370円	490円	490円	1,230円	120円	
	下原公民館	大集会室		1,230円	1,640円	1,640円	4,110円	410円
和室		610円	820円	820円	2,050円	200円		
調理実習室		920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円		
東公民館	1階	大集会室	1,230円	1,640円	1,640円	4,110円	410円	ステージ
	2階	研修室	610円	820円	820円	2,050円	200円	
		和室	610円	820円	820円	2,050円	200円	
		調理実習室	460円	610円	610円	1,540円	150円	
馬瀬中央公民館	大会議室(ホール)		1,230円	1,640円	1,640円	4,110円	410円	ステージ
	和室		610円	820円	820円	2,050円	200円	
	小会議室		610円	820円	820円	2,050円	200円	
	中会議室		920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円	
ロビー			300円	410円	410円	1,020円	100円	

改正後					改正前				
				円					円
附属備品等の項 (略)					附属備品等の項 (略)				
2 (略)					2 (略)				

(下呂市キャンプ場条例の一部改正)

第8条 下呂市キャンプ場条例(平成16年下呂市条例第165号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料の額)	(使用料の額)
第7条 前条の使用料の額は、一人 <u>310円</u> とする。	第7条 前条の使用料の額は、一人 <u>300円</u> とする。

(下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部改正)

第9条 下呂市立小中学校の設置等に関する条例(平成16年下呂市条例第156号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第3 (第3条関係)					別表第3 (第3条関係)				
1 使用料					1 使用料				
施設名	区分	施設使用料 (1時間)		照明使用料					
		市外在 住者	市内在 住者	照明料					
萩原小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>310円</u>				
	屋外運動場の項 (略)								
宮田小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>310円</u>				
	屋外運動場の項 (略)								
尾崎小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>310円</u>				
	屋外運動場の項 (略)								
萩原南中学校	屋内運動場	半面 150円	半面 100円	半面 60分	<u>310円</u>				
				全面 30分	<u>310円</u>				
	屋外運動場の項 (略)								
	武道館	100円	50円	定額	<u>310円</u>				
萩原北中学校	屋内運動場	半面 150円	半面 100円	半面 60分	<u>310円</u>				
				全面 40分	<u>310円</u>				
	屋外運動場の項 (略)								
	武道館	100円	50円	定額	<u>310円</u>				
小坂小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>310円</u>				
	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>830円</u>				
小坂中学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>310円</u>				
	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>1,360円</u>				
	テニスコート	1面 620円	1面 410円	全面 60分	<u>520円</u>				
下呂小学校	屋内運動場の項 (略)								
	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>830円</u>				
竹原小学校	屋内運動場の項 (略)								
	屋外運動場	150円	100円	30分	<u>520円</u>				
上原小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>310円</u>				
萩原小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>300円</u>				
	屋外運動場の項 (略)								
宮田小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>300円</u>				
	屋外運動場の項 (略)								
尾崎小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>300円</u>				
	屋外運動場の項 (略)								
萩原南中学校	屋内運動場	半面 150円	半面 100円	半面 60分	<u>300円</u>				
				全面 30分	<u>300円</u>				
	屋外運動場の項 (略)								
	武道館	100円	50円	定額	<u>300円</u>				
萩原北中学校	屋内運動場	半面 150円	半面 100円	半面 60分	<u>300円</u>				
				全面 40分	<u>300円</u>				
	屋外運動場の項 (略)								
	武道館	100円	50円	定額	<u>300円</u>				
小坂小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>300円</u>				
	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>820円</u>				
小坂中学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>300円</u>				
	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>1,330円</u>				
	テニスコート	1面 610円	1面 410円	全面 60分	<u>510円</u>				
下呂小学校	屋内運動場の項 (略)								
	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>820円</u>				
竹原小学校	屋内運動場の項 (略)								
	屋外運動場	150円	100円	30分	<u>510円</u>				
上原小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>300円</u>				

改正後						改正前					
中原小学校	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>310円</u>	中原小学校	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>300円</u>
	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>310円</u>		屋内運動場	150円	100円	60分	<u>300円</u>
屋外運動場の項 (略)						屋外運動場の項 (略)					
下呂中学校	屋内運動場	半面	半面	半面	60分	下呂中学校	屋内運動場	半面	半面	半面	60分
		150円	100円		<u>310円</u>			150円	100円		<u>300円</u>
竹原中学校	屋外運動場	150円	100円	30分	<u>520円</u>	竹原中学校	屋外運動場	150円	100円	30分	<u>510円</u>
	屋内運動場	半面	半面	半面	60分		屋内運動場	半面	半面	半面	60分
		150円	100円		<u>310円</u>			150円	100円		<u>300円</u>
竹原中学校	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>830円</u>	竹原中学校	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>820円</u>
	武道館	100円	50円	定額	<u>310円</u>		武道館	100円	50円	定額	<u>300円</u>
金山小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>310円</u>	金山小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>300円</u>
	屋外運動場の項 (略)						屋外運動場の項 (略)				
下原小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>310円</u>	下原小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>300円</u>
	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>730円</u>		屋外運動場	150円	100円	60分	<u>720円</u>
菅田小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>310円</u>	菅田小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>300円</u>
	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>730円</u>		屋外運動場	150円	100円	60分	<u>720円</u>
東第一小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>310円</u>	東第一小学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>300円</u>
	屋外運動場	150円	100円	60分	<u>730円</u>		屋外運動場	150円	100円	60分	<u>720円</u>
金山中学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>520円</u>	金山中学校	屋内運動場	150円	100円	60分	<u>510円</u>
	屋外運動場の項 (略)						屋外運動場の項 (略)				
馬瀬小学校の部 (略)						馬瀬小学校の部 (略)					
備考 (略)						備考 (略)					

(舞台峠ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 舞台峠ドームの設置及び管理に関する条例(平成16年下呂市条例第168号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)		
施設使用料			施設使用料		
区分	使用料(利用1時間につき)		区分	使用料(利用1時間につき)	
全館	<u>2,750円</u>		全館	<u>2,700円</u>	
テニスコート1コート	<u>1,100円</u>		テニスコート1コート	<u>1,080円</u>	
ゲートボールコート1コート	<u>770円</u>		ゲートボールコート1コート	<u>750円</u>	
照明使用料	全館	<u>1,320円</u>	照明使用料	全館	<u>1,290円</u>
	1コート (テニス、ゲートボール共)	<u>440円</u>		1コート (テニス、ゲートボール共)	<u>430円</u>

(下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部改正)

第11条 下呂市元気ではつらつ増進施設条例(平成17年下呂市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第11条関係)				別表第1(第11条関係)			
1 基本利用料				1 基本利用料			
○下呂上ヶ平サンビレッジ				○下呂上ヶ平サンビレッジ			
プール、マシーン基本利用料				プール、マシーン基本利用料			
区分	プール (1回)	マシーン (1回)	摘要	区分	プール (1回)	マシーン (1回)	摘要
大人	<u>520円</u>	<u>830円</u>		大人	<u>510円</u>	<u>820円</u>	

改正後			
小人	310円		3歳以上中学生以下
身障者・70歳以上	310円	520円	
スイミングスクール			
区分	登録料 (年間)	月会費	摘要
小人(週1回)	1,570円	2,610円	3歳以上中学生以下
小人(週2回)	1,570円	4,190円	
スポーツクラブ			
区分	登録料 (年間)	月会費	摘要
大人	3,140円	3,660円	
小人	1,570円	1,570円	3歳以上中学生以下 (マシンは利用不可)
身障者・70歳以上	1,570円	2,610円	
法人(1口)	31,420円	20,950円	1口は5人

○金山リバーサイドスポーツセンター・スタジアム

プール、マシン、エアロビクス基本利用料				
区分	プール (1回)	マシン (1回)	エアロビ クス (1回)	摘要
大人	520円	830円	1,040円	
小人	310円			3歳以上中学生以下
身障者・70歳以上	310円	520円	830円	
スイミングスクール				
区分	登録料 (年間)	月会費	摘要	
小人(週1回)	1,570円	2,610円	3歳以上中学生以下	
小人(週2回)	1,570円	4,190円		
選手育成コース	1,570円	6,280円	小学生以上	
スポーツクラブ				
区分	登録料 (年間)	月会費	摘要	
大人	3,140円	3,660円		
小人	1,570円	1,570円	3歳以上中学生以下 (マシン・エアロビクスは利用不可)	
身障者・70歳以上	1,570円	2,610円		
法人(1口)	31,420円	20,950円	1口は5人	
体育館				
施設名	区分	施設利用料 (1時間当たり)	照明利用料 (1時間当たり)	

改正前			
小人	300円		3歳以上中学生以下
身障者・70歳以上	300円	510円	
スイミングスクール			
区分	登録料 (年間)	月会費	摘要
小人(週1回)	1,540円	2,570円	3歳以上中学生以下
小人(週2回)	1,540円	4,110円	
スポーツクラブ			
区分	登録料 (年間)	月会費	摘要
大人	3,080円	3,600円	
小人	1,540円	1,540円	3歳以上中学生以下 (マシンは利用不可)
身障者・70歳以上	1,540円	2,570円	
法人(1口)	30,850円	20,570円	1口は5人

○金山リバーサイドスポーツセンター・スタジアム

プール、マシン、エアロビクス基本利用料				
区分	プール (1回)	マシン (1回)	エアロビ クス (1回)	摘要
大人	510円	820円	1,020円	
小人	300円			3歳以上中学生以下
身障者・70歳以上	300円	510円	820円	
スイミングスクール				
区分	登録料 (年間)	月会費	摘要	
小人(週1回)	1,540円	2,570円	3歳以上中学生以下	
小人(週2回)	1,540円	4,110円		
選手育成コース	1,540円	6,170円	小学生以上	
スポーツクラブ				
区分	登録料 (年間)	月会費	摘要	
大人	3,080円	3,600円		
小人	1,540円	1,540円	3歳以上中学生以下 (マシン・エアロビクスは利用不可)	
身障者・70歳以上	1,540円	2,570円		
法人(1口)	30,850円	20,570円	1口は5人	
体育館				
施設名	区分	施設利用料 (1時間当たり)	照明利用料 (1時間当たり)	

改正後			改正前		
全面	1,040円	1,040円	全面	1,020円	1,020円
半面	520円	520円	半面	510円	510円
バドミントン1コート	310円	520円	バドミントン1コート	300円	510円
卓球場			卓球場		
1台(1時間当たり)			1台(1時間当たり)		
	310円			300円	
柔道場			柔道場		
1室(1時間当たり)			1室(1時間当たり)		
	260円			250円	
その他の施設			その他の施設		
会議室 (1室1時間当たり)	エアロビクススタジオ (1時間当たり)	プールコース (1コース1時間当たり)	会議室 (1室1時間当たり)	エアロビクススタジオ (1時間当たり)	プールコース (1コース1時間当たり)
260円	260円	2,090円	250円	250円	2,050円
スタジアム			スタジアム		
グラウンド(1時間当たり)	夜間照明設備(1時間当たり)		グラウンド(1時間当たり)	夜間照明設備(1時間当たり)	
	全灯			全灯	
	520円	2,610円		510円	2,570円
(1)～(3) (略)			(1)～(3) (略)		
2 (略)			2 (略)		

(下呂市体育施設条例の一部改正)

第12条 下呂市体育施設条例(平成16年下呂市条例第167号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第3(第9条関係)			別表第3(第9条関係)		
1 基本使用料			1 基本使用料		
○萩原体育館施設等			○萩原体育館施設等		
区分	施設使用料(1時間)		照明使用料		
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料		
山之口体育館	200円	150円	60分	260円	
北部憩いの広場・南部体育広場の項 (略)					
南部体育館	アリーナ	200円	150円	60分	360円
	会議室	午前	午後	夜間	
		730円	730円	1,040円	
○萩原あさぎり総合グラウンド					
区分	施設使用料(1時間)		照明使用料		
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料		
野球場	1,040円	730円	60分	2,400円	
グラウンド	半面	570円	半面	410円	半面 60分 730円
	サッカー	890円	サッカー	620円	
テニスコート	2面 1,460円	2面 1,040円	2面	60分	310円
弓道場	570円	410円	60分	310円	
クラブハウス内ミーティング	午前		午後		夜間
	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者	市外在住者 市内在住者
○萩原あさぎり総合グラウンド					
区分	施設使用料(1時間)		照明使用料		
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料		
野球場	1,020円	720円	60分	2,360円	
グラウンド	半面	560円	半面	410円	半面 60分 720円
	サッカー	870円	サッカー	610円	
テニスコート	2面 1,440円	2面 1,020円	2面	60分	300円
弓道場	560	410円	60分	300円	
クラブハウス内ミーティング	午前		午後		夜間
	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者	市外在住者 市内在住者

改正後

グループム	1,250円	830円	1,250円	830円	1,250円	830円
-------	--------	------	--------	------	--------	------

○萩原あさぎり体育館

区分	施設使用料（1時間）		照明使用料			
	市外在住者	市内在住者	照明料			
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料			
競技場	半面 570円	半面 410円	半面 60分	620円		
卓球場・柔道場の項（略）						
会議室	午前		午後		夜間	
	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者
	1,250円	830円	1,250円	830円	1,250円	830円

○小坂ふれあいグラウンド

区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	
	市外在住者	市内在住者	照明料	
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	
グラウンド	730円	520円	60分	1,570円

○小坂体育館

区分	施設使用料（1時間）		照明使用料			
	市外在住者	市内在住者	照明料			
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料			
競技場・卓球場の項（略）						
会議室	午前		午後		夜間	
	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者
	1,040円	680円	1,040円	680円	1,040円	680円

○湯屋体育館

区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	
	市外在住者	市内在住者	照明料	
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	
競技場	200円	150円	60分	260円

○湯屋グラウンド（略）

○小坂きこちゃんスタジアム

区分	施設使用料（1時間）		照明使用料			
	市外在住者	市内在住者	照明料			
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料			
競技場	520円	360円	60分	150円		
休憩室	午前		午後		夜間	
	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者
	1,040円	680円	1,040円	680円	1,040円	680円

※ 休憩室の使用料は、休憩室だけ使用の場合に徴収する。

○下呂グラウンド

区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	
	市外在住者	市内在住者	照明料	
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	
和佐グラウンド	730円	520円	1基 60分	390円
湯之島グラウンド	730円	520円	40分	520円
上原グラウンド	570円	410円	グラウンド 40分	520円
			テニスコート 60分	310円

※ 上原グラウンドのテニスコートを使用の場合は、施設使用料を徴

改正前

グループム	1,230円	820円	1,230円	820円	1,230円	820円
-------	--------	------	--------	------	--------	------

○萩原あさぎり体育館

区分	施設使用料（1時間）		照明使用料			
	市外在住者	市内在住者	照明料			
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料			
競技場	半面 560円	半面 410円	半面 60分	610円		
卓球場・柔道場の項（略）						
会議室	午前		午後		夜間	
	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者
	1,230円	820円	1,230円	820円	1,230円	820円

○小坂ふれあいグラウンド

区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	
	市外在住者	市内在住者	照明料	
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	
グラウンド	720円	510円	60分	1,540円

○小坂体育館

区分	施設使用料（1時間）		照明使用料			
	市外在住者	市内在住者	照明料			
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料			
競技場・卓球場の項（略）						
会議室	午前		午後		夜間	
	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者
	1,020円	660円	1,020円	660円	1,020円	660円

○湯屋体育館

区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	
	市外在住者	市内在住者	照明料	
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	
競技場	200円	150円	60分	250円

○湯屋グラウンド（略）

○小坂きこちゃんスタジアム

区分	施設使用料（1時間）		照明使用料			
	市外在住者	市内在住者	照明料			
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料			
競技場	510円	360円	60分	150円		
休憩室	午前		午後		夜間	
	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者	市外在住者	市内在住者
	1,020円	660円	1,020円	660円	1,020円	660円

※ 休憩室の使用料は、休憩室だけ使用の場合に徴収する。

○下呂グラウンド

区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	
	市外在住者	市内在住者	照明料	
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	
和佐グラウンド	720円	510円	1基 60分	380円
湯之島グラウンド	720円	510円	40分	510円
上原グラウンド	560円	410円	グラウンド 40分	510円
			テニスコート 60分	300円

※ 上原グラウンドのテニスコートを使用の場合は、施設使用料を徴収

改正後				改正前			
収しない。				しない。			
○下呂体育館				○下呂体育館			
区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	区分	施設使用料（1時間）		照明使用料
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	施設名	市外在住者	市内在住者	照明料
競技場	半面 360円	半面 260円	半面 60分 390円	競技場	半面 360円	半面 250円	半面 60分 380円
卓球場の項（略）				卓球場の項（略）			
○下呂テニスコート				○下呂テニスコート			
区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	区分	施設使用料（1時間）		照明使用料
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	施設名	市外在住者	市内在住者	照明料
テニスコート	1面 730円	1面 520円	2面 60分 310円	テニスコート	1面 720円	1面 510円	2面 60分 300円
○金山グラウンド・テニスコート				○金山グラウンド・テニスコート			
区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	区分	施設使用料（1時間）		照明使用料
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	施設名	市外在住者	市内在住者	照明料
金山グラウンド	200円	150円	60分 780円	金山グラウンド	200円	150円	60分 770円
金山テニスコート	1面 360円	1面 260円	60分 360円	金山テニスコート	1面 360円	1面 250円	60分 360円
○馬瀬武道館（略）				○馬瀬武道館（略）			
○馬瀬栃尾ふれあいの広場				○馬瀬栃尾ふれあいの広場			
区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	区分	施設使用料（1時間）		照明使用料
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	施設名	市外在住者	市内在住者	照明料
テニスコート	1面 260円	1面 100円	60分 260円	テニスコート	1面 250円	1面 100円	60分 250円
○馬瀬神原ふれあいの広場				○馬瀬神原ふれあいの広場			
区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	区分	施設使用料（1時間）		照明使用料
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	施設名	市外在住者	市内在住者	照明料
広場	260円	100円	60分 260円	広場	250円	100円	60分 250円
○馬瀬憩いの広場				○馬瀬憩いの広場			
区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	区分	施設使用料（1時間）		照明使用料
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	施設名	市外在住者	市内在住者	照明料
広場	360円	260円	60分 830円	広場	360円	250円	60分 820円
○馬瀬体育館（略）				○馬瀬体育館（略）			
○馬瀬グラウンド				○馬瀬グラウンド			
区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	区分	施設使用料（1時間）		照明使用料
施設名	市外在住者	市内在住者	照明料	施設名	市外在住者	市内在住者	照明料
グラウンド	150円	100円	60分 1,040円	グラウンド	150円	100円	60分 1,020円
2（略）				2（略）			

（下呂市御嶽パノラマグラウンド条例の一部改正）

第13条 下呂市御嶽パノラマグラウンド条例（平成18年下呂市条例第60号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第8条、第18条関係）			別表第2（第8条、第18条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
小中高生	1人1日	104円（上限）	小中高生	1人1日	102円（上限）
一般	1人1日	209円（上限）	一般	1人1日	205円（上限）

（下呂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正）

第14条 下呂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成16年下呂市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
（使用料の額等）		（使用料の額等）	
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定によ		第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定によ	

改正後						改正前							
温泉浴施設	大人	1回券	830円	300円	中学生以上	温泉浴施設	大人	1回券	820円	300円	中学生以上		
		回数券の項 (略)						回数券の項 (略)					
温泉浴施設	小人	1回券	520円	100円	小学生(小人未満の者は無料とする)	温泉浴施設	小人	1回券	510円	100円	小学生(小人未満の者は無料とする)		
		回数券の項 (略)						回数券の項 (略)					
温泉浴施設 + 温泉運動浴施設	大人	1回券	1,570円	500円	中学生以上	温泉浴施設 + 温泉運動浴施設	大人	1回券	1,540円	500円	中学生以上		
		回数券の項 (略)						回数券の項 (略)					
		半年券	36,660円	12,000円				半年券	36,000円	12,000円			
	年間券	57,610円	19,000円	年間券			56,570円	19,000円					
温泉運動浴施設	小人	1回券	1,040円	200円	小学生(小人未満の者は無料とする)	温泉運動浴施設	小人	1回券	1,020円	200円	小学生(小人未満の者は無料とする)		
		回数券の項 (略)						回数券の項 (略)					
		半年券	20,950円	4,000円				半年券	20,570円	4,000円			
		年間券	33,520円	7,000円			年間券	32,910円	7,000円				
グループ浴施設	1グループ	1回	利用時間45分以内 利用時間45分を超え15分増す毎	3,660円 830円	1,500円 300円	大人・小人を問わず5人程度まで	グループ浴施設	1グループ	1回	利用時間45分以内 利用時間45分を超え15分増す毎	3,600円 820円	1,500円 300円	大人・小人を問わず5人程度まで

(下呂市市営牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 下呂市市営牧場の設置及び管理に関する条例(平成16年下呂市条例第120号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第8条 牧場の使用に係る使用料の額は、1日1頭につき230円とする。	(使用料) 第8条 牧場の使用に係る使用料の額は、1日1頭につき220円とする。

(下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例(平成27年下呂市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第8条 (略) 2 宿泊施設の使用料の額は、第3条第1項第1号の農業研修の研修期間が1月未満の短期研修の場合は1日200円、1月以上の長期研修の場合は1月3,050円とする。 3 (略)	(使用料) 第8条 (略) 2 宿泊施設の使用料の額は、第3条第1項第1号の農業研修の研修期間が1月未満の短期研修の場合は1日200円、1月以上の長期研修の場合は1月3,000円とする。 3 (略)

(下呂市農林漁業研修施設条例の一部改正)

第19条 下呂市農林漁業研修施設条例(平成17年下呂市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
別表第2(第9条関係) 1 基本使用料	別表第2(第9条関係) 1 基本使用料																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室(1)</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>会議室(2)</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>会議室(3)</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>940円</td> </tr> </tbody> </table>	室名	料金	会議室(1)	730円	会議室(2)	730円	会議室(3)	730円	調理室	940円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室(1)</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>会議室(2)</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>会議室(3)</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>920円</td> </tr> </tbody> </table>	室名	料金	会議室(1)	720円	会議室(2)	720円	会議室(3)	720円	調理室	920円
室名	料金																				
会議室(1)	730円																				
会議室(2)	730円																				
会議室(3)	730円																				
調理室	940円																				
室名	料金																				
会議室(1)	720円																				
会議室(2)	720円																				
会議室(3)	720円																				
調理室	920円																				

改正後		改正前	
集会室	1,460円	集会室	1,440円
基本使用料の使用時間は、4時間を単位とする。		基本使用料の使用時間は、4時間を単位とする。	
2 (略)		2 (略)	

(下呂市農産物等活用型総合交流施設条例の一部改正)

第20条 下呂市農産物等活用型総合交流施設条例(平成17年下呂市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表(第7条関係)							別表(第7条関係)						
下呂市南飛騨四季の家							下呂市南飛騨四季の家						
1 基本使用料							1 基本使用料						
区分	使用時間及び料金						区分	使用時間及び料金					
	午前	午後	午前～ 午後	夜間	午後～ 夜間	全日		午前	午後	午前～ 午後	夜間	午後～ 夜間	全日
	9:00 ～ 12:00	12:00 ～ 17:30	9:00 ～ 17:30	17:30 ～ 21:30	13:00 ～ 21:30	9:00 ～ 21:30		9:00 ～ 12:00	12:00 ～ 17:30	9:00 ～ 17:30	17:30 ～ 21:30	13:00 ～ 21:30	9:00～ ～ 21:30
多目的室	1,460円	1,570円	2,930円	1,670円	3,140円	4,190円	多目的室	1,440円	1,540円	2,880円	1,640円	3,080円	4,110円
研修室・和室	730円	780円	1,460円	830円	1,570円	2,200円	研修室・和室	720円	770円	1,440円	820円	1,540円	2,160円
創作研修室	1,040円	1,150円	2,090円	1,250円	2,200円	3,140円	創作研修室	1,020円	1,130円	2,050円	1,230円	2,160円	3,080円
農産加工室	1,040円	1,150円	2,090円	1,250円	2,200円	3,140円	農産加工室	1,020円	1,130円	2,050円	1,230円	2,160円	3,080円
2 (略)							2 (略)						

(下呂市農村活性化施設条例の一部改正)

第21条 下呂市農村活性化施設条例(平成17年下呂市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表第2(第9条関係)							別表第2(第9条関係)						
下呂市花池活性化施設							下呂市花池活性化施設						
1 基本使用料							1 基本使用料						
区分	使用時間及び料金						区分	使用時間及び料金					
	午前	午後	午前～ 午後	夜間	午後～ 夜間	全日		午前	午後	午前～ 午後	夜間	午後～ 夜間	全日
	9:00～ 12:00	12:00～ 16:30	9:00～ 16:30	17:30～ 22:00	12:00～ 22:00	9:00～ 22:00		9:00～ 12:00	12:00～ 16:30	9:00～ 16:30	17:30～ 22:00	12:00～ 22:00	9:00～ 22:00
集会室	1,460円	1,570円	2,930円	1,670円	3,140円	4,190円	集会室	1,440円	1,540円	2,880円	1,640円	3,080円	4,110円
会議室	730円	780円	1,460円	830円	1,570円	2,200円	会議室	720円	770円	1,440円	820円	1,540円	2,160円
調理研修室	1,040円	1,150円	2,090円	1,250円	2,200円	3,140円	調理研修室	1,020円	1,130円	2,050円	1,230円	2,160円	3,080円
2 (略)							2 (略)						
下呂市きこりセンター							下呂市きこりセンター						
1 基本使用料							1 基本使用料						
室名		料金					室名		料金				
会議室(1)		830円					会議室(1)		820円				
会議室(2)		830円					会議室(2)		820円				
和室(1)		830円					和室(1)		820円				
和室(2)		830円					和室(2)		820円				
多目的活性化ホール		2,090円					多目的活性化ホール		2,050円				

改正後		改正前	
調理室	1,040円	調理室	1,020円
基本使用料の使用時間は、4時間を単位とする。		基本使用料の使用時間は、4時間を単位とする。	
2 (略)		2 (略)	
下呂市清流ふれあい会館		下呂市清流ふれあい会館	
1 基本使用料		1 基本使用料	
室名	料金	室名	料金
会議室(1)	830円	会議室(1)	820円
会議室(2)	830円	会議室(2)	820円
会議室(3)	830円	会議室(3)	820円
会議室(4)	830円	会議室(4)	820円
調理室	1,040円	調理室	1,020円
集会室	2,090円	集会室	2,050円
基本使用料の使用時間は、4時間を単位とする。		基本使用料の使用時間は、4時間を単位とする。	
2 (略)		2 (略)	

(下呂市農林漁業体験施設条例の一部改正)

第22条 下呂市農林漁業体験施設条例(平成17年下呂市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表(第13条関係)						別表(第13条関係)					
まるかりの里						まるかりの里					
施設区分	使用区分	単位	使用料金		摘要	施設区分	使用区分	単位	使用料金		摘要
			上限	下限					上限	下限	
コテージ	1棟1泊につき	1回	31,420円	5,000円	小人未満の者は無料とする。	コテージ	1棟1泊につき	1回	30,850円	5,000円	小人未満の者は無料とする。
	デイ使用	1回	8,380円	5,000円			デイ使用	1回	8,220円	5,000円	
	大人(小人及び小人未満の者以外の者)	1人1泊	1,570円	500円			大人(小人及び小人未満の者以外の者)	1人1泊	1,540円	500円	
	小人(小学生及び中学生)	1人1泊	1,570円	500円			小人(小学生及び中学生)	1人1泊	1,540円	500円	
	デイ使用における大人(小人及び小人未満の者以外の者)	1人	830円	500円			デイ使用における大人(小人及び小人未満の者以外の者)	1人	820円	500円	
	デイ使用における小人(小学生及び中学生)	1人	830円	500円			デイ使用における小人(小学生及び中学生)	1人	820円	500円	
キャンプサイト	1区画1泊	1回	7,330円	500円	小人未満の者は無料とする。	キャンプサイト	1区画1泊	1回	7,200円	500円	小人未満の者は無料とする。
	デイ使用	1回	2,090円	1,000円			デイ使用	1回	2,050円	1,000円	
	大人(小人及び小人未満の者以外の者)	1人1泊	1,040円	500円			大人(小人及び小人未満の者以外の者)	1人1泊	1,020円	500円	
	小人(小学生及び中学生)	1人1泊	1,040円	500円			小人(小学生及び中学生)	1人1泊	1,020円	500円	
	デイ使用における大人(小	1人	830円	500円			デイ使用における大人(小	1人	820円	500円	

改正後					改正前						
	人及び小人未満の者以外の者)					人及び小人未満の者以外の者)					
	デイ使用における小人(小学生及び中学生)	1人	830円	500円		デイ使用における小人(小学生及び中学生)	1人	820円	500円		
体験施設	全日	1人	1,040円	500円	コテージ、キャンプサイト使用者は除く。	体験施設	全日	1人	1,020円	500円	コテージ、キャンプサイト使用者は除く。

施設区分	使用区分	単位	使用料金		摘要
			上限	下限	
2階研修室	1時間につき	時間	2,090円	1,000円	
体験調理室	1人1回	1回	520円	300円	
体験研修棟	1人1回	1回	520円	300円	

施設区分	使用区分	単位	使用料金		摘要
			上限	下限	
2階研修室	1時間につき	時間	2,050円	1,000円	
体験調理室	1人1回	1回	510円	300円	
体験研修棟	1人1回	1回	510円	300円	

(下呂市肥育牛舎の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 下呂市肥育牛舎の設置及び管理に関する条例(平成16年下呂市条例第121号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料の額)	(使用料の額)
第7条 肥育牛舎使用料の額は、1頭当たり月額 <u>330円</u> とする。	第7条 肥育牛舎使用料の額は、1頭当たり月額 <u>320円</u> とする。
2 (略)	2 (略)

(下呂市有害鳥獣中間処理施設条例の一部改正)

第24条 下呂市有害鳥獣中間処理施設条例(平成31年下呂市条例第 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
別表(第6条関係)	別表(第6条関係)																		
施設使用料	施設使用料																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>持込個体区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型1体</td> <td>1,000円</td> <td>頭胴長50cm以下</td> </tr> <tr> <td>大型1体</td> <td>2,000円</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table>	持込個体区分	使用料	備考	小型1体	1,000円	頭胴長50cm以下	大型1体	2,000円	上記以外	<table border="1"> <thead> <tr> <th>持込個体区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型1体</td> <td>980円</td> <td>頭胴長50cm以下</td> </tr> <tr> <td>大型1体</td> <td>1,960円</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table>	持込個体区分	使用料	備考	小型1体	980円	頭胴長50cm以下	大型1体	1,960円	上記以外
持込個体区分	使用料	備考																	
小型1体	1,000円	頭胴長50cm以下																	
大型1体	2,000円	上記以外																	
持込個体区分	使用料	備考																	
小型1体	980円	頭胴長50cm以下																	
大型1体	1,960円	上記以外																	

(下呂市湯けむり広場条例の一部改正)

第25条 下呂市湯けむり広場条例(平成27年下呂市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
別表(第8条関係)	別表(第8条関係)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿多野湯けむり広場</td> <td>1日</td> <td>7,700円</td> </tr> <tr> <td>湯本湯けむり広場</td> <td>1日</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>幸の瀬湯けむり広場</td> <td>1日</td> <td>19,800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	阿多野湯けむり広場	1日	7,700円	湯本湯けむり広場	1日	14,300円	幸の瀬湯けむり広場	1日	19,800円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿多野湯けむり広場</td> <td>1日</td> <td>7,560円</td> </tr> <tr> <td>湯本湯けむり広場</td> <td>1日</td> <td>14,040円</td> </tr> <tr> <td>幸の瀬湯けむり広場</td> <td>1日</td> <td>19,440円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	阿多野湯けむり広場	1日	7,560円	湯本湯けむり広場	1日	14,040円	幸の瀬湯けむり広場	1日	19,440円
区分	単位	使用料																							
阿多野湯けむり広場	1日	7,700円																							
湯本湯けむり広場	1日	14,300円																							
幸の瀬湯けむり広場	1日	19,800円																							
区分	単位	使用料																							
阿多野湯けむり広場	1日	7,560円																							
湯本湯けむり広場	1日	14,040円																							
幸の瀬湯けむり広場	1日	19,440円																							

(下呂市道路占用料条例の一部改正)

第26条 下呂市道路占用料条例(平成16年下呂市条例第128号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1か月に満たない場合の占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.10</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.10</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1か月に満たない場合の占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>

(下呂市法定外公公共物の管理に関する条例の一部改正)

第27条 下呂市法定外公公共物の管理に関する条例（平成16年下呂市条例第129号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																								
<p>別表第2（第18条関係）</p> <p>産出物採取料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>河川産出物採取料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利</td> <td>1 m³</td> <td><u>220円</u></td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>1 m³</td> <td><u>220円</u></td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td>1 m³</td> <td><u>220円</u></td> </tr> <tr> <td>れき（栗石）（径5cm以上15cm未満のもの）</td> <td>1 m³</td> <td><u>220円</u></td> </tr> <tr> <td>玉石（径15cm以上30cm未満のもの）</td> <td>100kg</td> <td><u>176円</u></td> </tr> <tr> <td>転石（岩石を含む。30cm以上のもの）</td> <td>100kg</td> <td><u>176円</u></td> </tr> <tr> <td>粘土質（堤防土及び肥料土を含む。）</td> <td>1 m³</td> <td><u>220円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">前各号以外のものの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第3（第18条関係）</p> <p>流水占用料金表（発電のための流水占用料金を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>流水占用料の額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱工業の用に供するもの</td> <td>毎秒1リットル</td> <td><u>4,040円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">製材業、製陶業等の水車の用に供するものの項・前各号以外のものの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第4（第18条関係）</p> <p>発電のための流水占用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">発電所の区分</th> <th>流水占用料の額（年間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揚水式発電所以外 の発電所</td> <td>1</td> <td>(1) (略) (2) (略)</td> <td>{1,976円×常時 理論水力+436円 ×(最大理論水力</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	河川産出物採取料の額	砂利	1 m ³	<u>220円</u>	砂	1 m ³	<u>220円</u>	土砂	1 m ³	<u>220円</u>	れき（栗石）（径5cm以上15cm未満のもの）	1 m ³	<u>220円</u>	玉石（径15cm以上30cm未満のもの）	100kg	<u>176円</u>	転石（岩石を含む。30cm以上のもの）	100kg	<u>176円</u>	粘土質（堤防土及び肥料土を含む。）	1 m ³	<u>220円</u>	前各号以外のものの項 (略)			種別	単位	流水占用料の額（年額）	鉱工業の用に供するもの	毎秒1リットル	<u>4,040円</u>	製材業、製陶業等の水車の用に供するものの項・前各号以外のものの項 (略)			発電所の区分			流水占用料の額（年間）	揚水式発電所以外 の発電所	1	(1) (略) (2) (略)	{1,976円×常時 理論水力+436円 ×(最大理論水力	<p>別表第2（第18条関係）</p> <p>産出物採取料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>河川産出物採取料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利</td> <td>1 m³</td> <td><u>216円</u></td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>1 m³</td> <td><u>216円</u></td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td>1 m³</td> <td><u>216円</u></td> </tr> <tr> <td>れき（栗石）（径5cm以上15cm未満のもの）</td> <td>1 m³</td> <td><u>216円</u></td> </tr> <tr> <td>玉石（径15cm以上30cm未満のもの）</td> <td>100kg</td> <td><u>172円</u></td> </tr> <tr> <td>転石（岩石を含む。30cm以上のもの）</td> <td>100kg</td> <td><u>172円</u></td> </tr> <tr> <td>粘土質（堤防土及び肥料土を含む。）</td> <td>1 m³</td> <td><u>216円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">前各号以外のものの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第3（第18条関係）</p> <p>流水占用料金表（発電のための流水占用料金を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>流水占用料の額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱工業の用に供するもの</td> <td>毎秒1リットル</td> <td><u>3,970円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">製材業、製陶業等の水車の用に供するものの項・前各号以外のものの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第4（第18条関係）</p> <p>発電のための流水占用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">発電所の区分</th> <th>流水占用料の額（年間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揚水式発電所以外 の発電所</td> <td>1</td> <td>(1) (略) (2) (略)</td> <td>{1,976円×常時 理論水力+436円 ×(最大理論水力</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	河川産出物採取料の額	砂利	1 m ³	<u>216円</u>	砂	1 m ³	<u>216円</u>	土砂	1 m ³	<u>216円</u>	れき（栗石）（径5cm以上15cm未満のもの）	1 m ³	<u>216円</u>	玉石（径15cm以上30cm未満のもの）	100kg	<u>172円</u>	転石（岩石を含む。30cm以上のもの）	100kg	<u>172円</u>	粘土質（堤防土及び肥料土を含む。）	1 m ³	<u>216円</u>	前各号以外のものの項 (略)			種別	単位	流水占用料の額（年額）	鉱工業の用に供するもの	毎秒1リットル	<u>3,970円</u>	製材業、製陶業等の水車の用に供するものの項・前各号以外のものの項 (略)			発電所の区分			流水占用料の額（年間）	揚水式発電所以外 の発電所	1	(1) (略) (2) (略)	{1,976円×常時 理論水力+436円 ×(最大理論水力
種別	単位	河川産出物採取料の額																																																																																							
砂利	1 m ³	<u>220円</u>																																																																																							
砂	1 m ³	<u>220円</u>																																																																																							
土砂	1 m ³	<u>220円</u>																																																																																							
れき（栗石）（径5cm以上15cm未満のもの）	1 m ³	<u>220円</u>																																																																																							
玉石（径15cm以上30cm未満のもの）	100kg	<u>176円</u>																																																																																							
転石（岩石を含む。30cm以上のもの）	100kg	<u>176円</u>																																																																																							
粘土質（堤防土及び肥料土を含む。）	1 m ³	<u>220円</u>																																																																																							
前各号以外のものの項 (略)																																																																																									
種別	単位	流水占用料の額（年額）																																																																																							
鉱工業の用に供するもの	毎秒1リットル	<u>4,040円</u>																																																																																							
製材業、製陶業等の水車の用に供するものの項・前各号以外のものの項 (略)																																																																																									
発電所の区分			流水占用料の額（年間）																																																																																						
揚水式発電所以外 の発電所	1	(1) (略) (2) (略)	{1,976円×常時 理論水力+436円 ×(最大理論水力																																																																																						
種別	単位	河川産出物採取料の額																																																																																							
砂利	1 m ³	<u>216円</u>																																																																																							
砂	1 m ³	<u>216円</u>																																																																																							
土砂	1 m ³	<u>216円</u>																																																																																							
れき（栗石）（径5cm以上15cm未満のもの）	1 m ³	<u>216円</u>																																																																																							
玉石（径15cm以上30cm未満のもの）	100kg	<u>172円</u>																																																																																							
転石（岩石を含む。30cm以上のもの）	100kg	<u>172円</u>																																																																																							
粘土質（堤防土及び肥料土を含む。）	1 m ³	<u>216円</u>																																																																																							
前各号以外のものの項 (略)																																																																																									
種別	単位	流水占用料の額（年額）																																																																																							
鉱工業の用に供するもの	毎秒1リットル	<u>3,970円</u>																																																																																							
製材業、製陶業等の水車の用に供するものの項・前各号以外のものの項 (略)																																																																																									
発電所の区分			流水占用料の額（年間）																																																																																						
揚水式発電所以外 の発電所	1	(1) (略) (2) (略)	{1,976円×常時 理論水力+436円 ×(最大理論水力																																																																																						

改正後				改正前			
			一常時理論水力} × <u>1.10</u>				一常時理論水力} × <u>1.08</u>
	2	1の項に掲げる発電所以外の発電所	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)} × <u>1.10</u>		2	1の項に掲げる発電所以外の発電所	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)} × <u>1.08</u>
揚水式発電所	1	(1) (略) (2) (略)	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)} × 補正係数 a × <u>1.10</u>	揚水式発電所	1	(1) (略) (2) (略)	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)} × 補正係数 a × <u>1.08</u>
	2	昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所(1の項第2号に掲げるものを除く。)	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)} × 補正係数 b × <u>1.10</u>		2	昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所(1の項第2号に掲げるものを除く。)	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)} × 補正係数 b × <u>1.08</u>
	3	1の項及び2の項に掲げる発電所以外の発電所	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)} × 補正係数 b × <u>1.10</u>		3	1の項及び2の項に掲げる発電所以外の発電所	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)} × 補正係数 b × <u>1.08</u>
備考 (略)				備考 (略)			

(下呂市公園条例の一部改正)

第28条 下呂市公園条例(平成16年下呂市条例第136号)の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第2(第5条関係)						別表第2(第5条関係)					
使用料						使用料					
1 飛騨川公園						1 飛騨川公園					
項目	単位	時間	金額		備考	項目	単位	時間	金額		備考
			上限	下限					上限	下限	
グラウンド	面	1時間	<u>1,040円</u>	500円		グラウンド	面	1時間	<u>1,020円</u>	500円	
芝生広場	面	1時間	<u>1,040円</u>	500円		芝生広場	面	1時間	<u>1,020円</u>	500円	
テニスコート(人工芝)	面	1時間	<u>830円</u>	400円		テニスコート(人工芝)	面	1時間	<u>820円</u>	400円	
テニスコート(クレー)の項(略)						テニスコート(クレー)の項(略)					
グラウンドゴルフ	面	半日	<u>310円</u>	100円	1人	グラウンドゴルフ	面	半日	<u>300円</u>	100円	1人
		1日	<u>520円</u>	200円	1人			1日	<u>510円</u>	200円	1人
備考 附属備品等については規則で定める額とする。						備考 附属備品等については規則で定める額とする。					
2 桜谷公園						2 桜谷公園					
項目	単位	時間	金額		備考	項目	単位	時間	金額		備考
			上限	下限					上限	下限	
山月亭	回	—	<u>3,140円</u>	1,000円		山月亭	回	—	<u>3,080円</u>	1,000円	
四阿	回	—	<u>1,570円</u>	500円		四阿	回	—	<u>1,540円</u>	500円	

(下呂市都市公園条例の一部改正)

第29条 下呂市都市公園条例(平成16年下呂市条例第135号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2(第15条関係)				別表第2(第15条関係)			
第3条第1項に掲げる行為の許可による使用料				第3条第1項に掲げる行為の許可による使用料			
行為の種類	単位	期間	金額 (営利目的の場合)	行為の種類	単位	期間	金額 (営利目的の場合)
物品の販売、募金、その他これらに類する行為	1平方メートル	1日につき	209円 (220円)	物品の販売、募金、その他これらに類する行為	1平方メートル	1日につき	205円 (216円)
興行	1平方メートル	1日につき	52円 (55円)	興行	1平方メートル	1日につき	51円 (54円)
競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しの項・花火、キャンプファイアー等火気を使用する行為の項(略)				競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しの項・花火、キャンプファイアー等火気を使用する行為の項(略)			
別表第3(第15条関係)				別表第3(第15条関係)			
区分	使用料			照明施設使用料			
施設名	午前	午後	夜間	市民	市民以外		
野球場	2,200円	2,200円	2,200円	4基30分につき 1,100円	4基30分につき 1,650円		
(1)~(3)(略)				(1)~(3)(略)			

(下呂市水道事業給水条例の一部改正)

第30条 下呂市水道事業給水条例(平成16年下呂市条例第177号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(料金)		(料金)	
第23条 料金は、1か月につき、別表に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		第23条 料金は、1か月につき、別表に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	
2 (略)		2 (略)	
(負担金)		(負担金)	
第35条 給水装置の新設又は改造工事(口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める金額を負担金として納入しなければならない。		第35条 給水装置の新設又は改造工事(口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める金額を負担金として納入しなければならない。	
(1) 新設工事 メーターの口径に応じて次に掲げる額		(1) 新設工事 メーターの口径に応じて次に掲げる額	
メーターの口径	負担金の額	メーターの口径	負担金の額
13ミリメートル	22,000円	13ミリメートル	21,600円
20ミリメートル	55,000円	20ミリメートル	54,000円
25ミリメートル	99,000円	25ミリメートル	97,200円
30ミリメートル	154,000円	30ミリメートル	151,200円
40ミリメートル	308,000円	40ミリメートル	302,400円
50ミリメートル	561,000円	50ミリメートル	550,800円
65ミリメートル	1,210,000円	65ミリメートル	1,188,000円
75ミリメートル	1,540,000円	75ミリメートル	1,512,000円

改正後	改正前
(2) (略)	(2) (略)
2～5 (略)	2～5 (略)

(下呂市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第31条 下呂市簡易水道事業給水条例(平成16年下呂市条例第76号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(料金)</p> <p>第5条 料金は、使用水量に応じ、別表第2に定める基本料金と従量料金との合計額(通常のメーターでは検針が困難な場合に設置するメーター(以下「遠隔メーター」という。)があるときは、その使用料を加算した額)に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 給水装置の新設又は改造工事(口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める金額を負担金として納入しなければならない。</p> <p>(1) 新設工事 市の水道メーター(以下「メーター」という。)の口径に応じて次に掲げる額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">メーターの口径</th> <th style="text-align: center;">負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>220,000円</u></td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>242,000円</u></td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>330,000円</u></td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>396,000円</u></td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>693,000円</u></td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>924,000円</u></td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>1,650,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	メーターの口径	負担金の額	13ミリメートル	<u>220,000円</u>	20ミリメートル	<u>242,000円</u>	25ミリメートル	<u>330,000円</u>	30ミリメートル	<u>396,000円</u>	40ミリメートル	<u>693,000円</u>	50ミリメートル	<u>924,000円</u>	75ミリメートル	<u>1,650,000円</u>	<p>(料金)</p> <p>第5条 料金は、使用水量に応じ、別表第2に定める基本料金と従量料金との合計額(通常のメーターでは検針が困難な場合に設置するメーター(以下「遠隔メーター」という。)があるときは、その使用料を加算した額)に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(負担金)</p> <p>第6条 給水装置の新設又は改造工事(口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める金額を負担金として納入しなければならない。</p> <p>(1) 新設工事 市の水道メーター(以下「メーター」という。)の口径に応じて次に掲げる額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">メーターの口径</th> <th style="text-align: center;">負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>216,000円</u></td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>237,600円</u></td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>324,000円</u></td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>388,800円</u></td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>680,400円</u></td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>907,200円</u></td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td style="text-align: right;"><u>1,620,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	メーターの口径	負担金の額	13ミリメートル	<u>216,000円</u>	20ミリメートル	<u>237,600円</u>	25ミリメートル	<u>324,000円</u>	30ミリメートル	<u>388,800円</u>	40ミリメートル	<u>680,400円</u>	50ミリメートル	<u>907,200円</u>	75ミリメートル	<u>1,620,000円</u>
メーターの口径	負担金の額																																
13ミリメートル	<u>220,000円</u>																																
20ミリメートル	<u>242,000円</u>																																
25ミリメートル	<u>330,000円</u>																																
30ミリメートル	<u>396,000円</u>																																
40ミリメートル	<u>693,000円</u>																																
50ミリメートル	<u>924,000円</u>																																
75ミリメートル	<u>1,650,000円</u>																																
メーターの口径	負担金の額																																
13ミリメートル	<u>216,000円</u>																																
20ミリメートル	<u>237,600円</u>																																
25ミリメートル	<u>324,000円</u>																																
30ミリメートル	<u>388,800円</u>																																
40ミリメートル	<u>680,400円</u>																																
50ミリメートル	<u>907,200円</u>																																
75ミリメートル	<u>1,620,000円</u>																																

(下呂市下水道条例の一部改正)

第32条 下呂市下水道条例(平成16年下呂市条例第138号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金の算定方法)</p> <p>第26条 料金の額は、使用者等が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定める基本料金と従量料金との合計額(規則で定めるところにより取り付けられた計測器があるときは、その使用料を加算した額)に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(料金の算定方法)</p> <p>第26条 料金の額は、使用者等が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定める基本料金と従量料金との合計額(規則で定めるところにより取り付けられた計測器があるときは、その使用料を加算した額)に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

(下呂市簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第33条 下呂市簡易水道事業分担金徴収条例(平成16年下呂市条例第77号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
<p>別表(第3条関係)</p> <p>下呂市簡易水道事業分担金徴収基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">口径</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">下呂市簡易水道事業</td> <td style="text-align: center;">13mm</td> <td style="text-align: right;"><u>220,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20mm</td> <td style="text-align: right;"><u>242,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25mm</td> <td style="text-align: right;"><u>330,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	口径	金額	下呂市簡易水道事業	13mm	<u>220,000円</u>	20mm	<u>242,000円</u>	25mm	<u>330,000円</u>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>下呂市簡易水道事業分担金徴収基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">口径</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">下呂市簡易水道事業</td> <td style="text-align: center;">13mm</td> <td style="text-align: right;"><u>216,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20mm</td> <td style="text-align: right;"><u>237,600円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25mm</td> <td style="text-align: right;"><u>324,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	口径	金額	下呂市簡易水道事業	13mm	<u>216,000円</u>	20mm	<u>237,600円</u>	25mm	<u>324,000円</u>
事業名	口径	金額																			
下呂市簡易水道事業	13mm	<u>220,000円</u>																			
	20mm	<u>242,000円</u>																			
	25mm	<u>330,000円</u>																			
事業名	口径	金額																			
下呂市簡易水道事業	13mm	<u>216,000円</u>																			
	20mm	<u>237,600円</u>																			
	25mm	<u>324,000円</u>																			

改正後			改正前		
	30mm	396,000円		30mm	388,800円
	40mm	693,000円		40mm	680,400円
	50mm	924,000円		50mm	907,200円
	75mm	1,650,000円		75mm	1,620,000円

(下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部改正)

第34条 下呂市一般住宅の設置等に関する条例(平成16年下呂市条例第133号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2(第3条関係)				別表第2(第3条関係)			
名称	戸数	使用料	備考	名称	戸数	使用料	備考
宮地一般住宅の項～無数原第三団地の項(略)				宮地一般住宅の項～無数原第三団地の項(略)			
幸田住宅駐車場	1区画	4,400円		幸田住宅駐車場	1区画	4,320円	
少ヶ野団地駐車場	1区画	2,610円		少ヶ野団地駐車場	1区画	2,570円	
宮田団地駐車場	1区画	1,040円		宮田団地駐車場	1区画	1,020円	
奥金山駐車場	1区画	1,040円		奥金山駐車場	1区画	1,020円	
無数原第三団地駐車場	1区画	1,040円		無数原第三団地駐車場	1区画	1,020円	

(下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第35条 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例(平成19年下呂市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前							
別表第2(第13条関係)				別表第2(第13条関係)							
加入料(下記金額以内)				加入料(下記金額以内)							
区分	金額			区分	金額						
放送サービス	10,470円			放送サービス	10,280円						
通信サービス	10,470円			通信サービス	10,280円						
※金額は消費税を含む。				※金額は消費税を含む。							
別表第3(第17条関係)				別表第3(第17条関係)							
手数料(下記金額以内)				手数料(下記金額以内)							
サービス名	種類	単位	金額	サービス名	種類	単位	金額				
通信サービス	インターネット接続休止解除	1回につき	550円	通信サービス	インターネット接続休止解除	1回につき	540円				
	パスワード再発行				パスワード再発行						
	HP領域追加				HP領域追加						
	アカウント追加				アカウント追加						
	メールボックス容量追加				メールボックス容量追加						
	グローバルIPアドレス				グローバルIPアドレス						
※新規加入申込と同時の場合、上記手数料は不要とする。				※新規加入申込と同時の場合、上記手数料は不要とする。							
※同時に2種類の申込みの場合は、1回分の手数料とする。				※同時に2種類の申込みの場合は、1回分の手数料とする。							
※金額は、消費税を含む。				※金額は、消費税を含む。							
別表第4(第20条関係)				別表第4(第20条関係)							
利用料(下記金額以内)				利用料(下記金額以内)							
サービス名	種類	内容	単位	金額	備考	サービス名	種類	内容	単位	金額	備考

改正後					改正前					
放送サービス	基本放送サービス	基本利用料		1,320円	放送サービス	基本放送サービス	基本利用料		1,296円	
		休止期間中利用料		660円			休止期間中利用料		648円	
通信サービス	基本通信サービス (インターネット接続)	基本利用料		4,070円	通信サービス	基本通信サービス (インターネット接続)	基本利用料		3,996円	
		休止期間中利用料		1,100円			※データ保持料を含む	休止期間中利用料		1,080円
	付加サービス	アカウント追加(1個)		440円	・メールアカウント1個毎	付加サービス	アカウント追加(1個)		432円	・メールアカウント1個毎
		メールボックス容量追加		440円	・メールボックス容量10MB単位		メールボックス容量追加		432円	・メールボックス容量10MB単位
		グローバルIPアドレス		2,200円			グローバルIPアドレス		2,160円	
		ホームページ増強		104円	最大100MBまで、10MB単位		ホームページ増強		102円	最大100MBまで、10MB単位
独自ドメイン取得代行		3,960円	1年	独自ドメイン取得希望者に対応	独自ドメイン取得代行		3,888円	1年	独自ドメイン取得希望者に対応	

※金額は、消費税を含む。

※金額は、消費税を含む。

別表第5 (第21条関係)

前納利用料 (下記金額以内)

サービス名	種類	内容	単位	金額
放送サービス	基本放送サービス	基本利用料	2ヶ月	2,640円
			半年	7,920円
			1年	15,840円

※金額は、消費税を含む。

別表第5 (第21条関係)

前納利用料 (下記金額以内)

サービス名	種類	内容	単位	金額
放送サービス	基本放送サービス	基本利用料	2ヶ月	2,592円
			半年	7,776円
			1年	15,552円

※金額は、消費税を含む。

別表第6 (第29条関係)

放送料 (下記金額以内)

種類	放送期間			諸条件
	1回単	1週間	1ヶ月	

別表第6 (第29条関係)

放送料 (下記金額以内)

種類	放送期間			諸条件
	1回単	1週間	1ヶ月	

改正後						改正前					
		位						位			
インフォーマー シャル	15分	4,080 円	28,600 円	122,570 円	原則として 1日1回放 送、2週以上 契約が条件	インフォーマー シャル	15分	4,010 円	28,080 円	120,340 円	原則として 1日1回放 送、2週以上 契約が条件
	30分	5,500 円	38,500 円	165,000 円			30分	5,400 円	37,800 円	162,000 円	
	60分	8,170 円	57,200 円	245,140 円			60分	8,020 円	56,160 円	240,680 円	
スポットCM	15秒	1,100 円	38,500 円	134,720 円	原則として 1日5回以 上放送、2週 以上契約が 条件	スポットCM	15秒	1,080 円	37,800 円	132,270 円	原則として 1日5回以 上放送、2週 以上契約が 条件
	30秒	1,570 円	55,000 円	192,500 円			30秒	1,540 円	54,000 円	189,000 円	
	60秒	2,610 円	66,000 円	231,000 円			60秒	2,570 円	64,800 円	226,800 円	
バナー広告	-	-	-	52,380 円		バナー広告	-	-	-	51,420 円	

※上記金額には、CM等の制作費用は含まない。
※金額は、消費税を含む。

(下呂市南飛驒はぎわら十六館施設条例の一部改正)

第36条 下呂市南飛驒はぎわら十六館施設条例(平成16年下呂市条例第114号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)				
1 基本料金					1 基本料金				
施設名	使用時間及び料金				施設名	使用時間及び料金			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	8時30分～ 12時30分	13時00分～ 17時30分	18時00分～ 22時00分	8時30分～ 22時00分		8時30分～ 12時30分	13時00分～ 17時30分	18時00分～ 22時00分	8時30分～ 22時00分
南飛驒はぎわら 十六館	1,320円	1,320円	1,320円	3,960円	南飛驒はぎわら 十六館	1,290円	1,290円	1,290円	3,880円
2 (略)					2 (略)				

(下呂市小坂山村開発センター条例の一部改正)

第37条 下呂市小坂山村開発センター条例(平成16年下呂市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前								
別表(第9条関係)							別表(第9条関係)								
小坂山村開発センターの使用料							小坂山村開発センターの使用料								
1 基本使用料							1 基本使用料								
区分	時間	午前	午後	夜間	全日	延長 1時間	摘要	区分	時間	午前	午後	夜間	全日	延長 1時間	摘要
		9:00 ～	13:00 ～	18:00 ～	9:00 ～					9:00 ～	9:00 ～	13:00 ～	18:00 ～		
階	室名	12:00	17:00	22:00	22:00			階	室名	12:00	17:00	22:00	22:00		
2 階	第1会 議室	940円	1,250 円	1,250 円	3,140 円	310円		2 階	第1会 議室	920円	1,230 円	1,230 円	3,080 円	300円	
	第2会 議室	940円	1,250 円	1,250 円	3,140 円	310円			第2会 議室	920円	1,230 円	1,230 円	3,080 円	300円	
	和室	940円	1,250 円	1,250 円	3,140 円	310円				和室	920円	1,230 円	1,230 円	3,080 円	300円
	多目的 室	940円	1,250 円	1,250 円	3,140 円	310円			多目的 室		920円	1,230 円	1,230 円	3,080 円	300円

改正後							改正前								
3階	大ホール	1,880円	2,510円	2,510円	6,280円	620円	ステージ	3階	大ホール	1,850円	2,460円	2,460円	6,170円	610円	ステージ
	和室	620円	830円	830円	2,090円	200円			和室	610円	820円	820円	2,050円	200円	
	第3会議室	620円	830円	830円	2,090円	200円			第3会議室	610円	820円	820円	2,050円	200円	
2 (略)							2 (略)								

(下呂市御嶽山五の池小屋条例の一部改正)

第38条 下呂市御嶽山五の池小屋条例(平成17年下呂市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第12条関係)					別表(第12条関係)				
利用料 下呂市御嶽山五の池小屋					利用料 下呂市御嶽山五の池小屋				
利用区分	単位	利用料金		備考	利用区分	単位	利用料金		備考
		上限	下限				上限	下限	
宿泊(1泊2食)	1回	10,470円	7,000円	大人(中学生以上)	宿泊(1泊2食)	1回	10,280円	7,000円	大人(中学生以上)
宿泊(1泊2食)	1回	8,380円	5,000円	小人(小学生以下)	宿泊(1泊2食)	1回	8,220円	5,000円	小人(小学生以下)
宿泊(1泊1食)	1回	9,420円	6,000円	大人(中学生以上)	宿泊(1泊1食)	1回	9,250円	6,000円	大人(中学生以上)
宿泊(1泊1食)	1回	7,330円	4,000円	小人(小学生以下)	宿泊(1泊1食)	1回	7,200円	4,000円	小人(小学生以下)
素泊まり	1回	7,330円	4,000円	大人(中学生以上)	素泊まり	1回	7,200円	4,000円	大人(中学生以上)
素泊まり	1回	5,230円	2,000円	小人(小学生以下)	素泊まり	1回	5,140円	2,000円	小人(小学生以下)

(下呂市濁河温泉市営露天風呂条例の一部改正)

第39条 下呂市濁河温泉市営露天風呂条例(平成17年下呂市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)				
1 入浴料					1 入浴料				
区分	単位	料金(円)		摘要	区分	単位	料金(円)		摘要
		上限	下限				上限	下限	
大人	1回	730	300	中学生以上	大人	1回	720	300	中学生以上
小人	1回	520	200	小学生(小学生未満の者は無料とする)	小人	1回	510	200	小学生(小学生未満の者は無料とする)

(下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部改正)

第40条 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例(平成17年下呂市条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表(第13条関係)						別表(第13条関係)					
1 利用料						1 利用料					
施設区分	利用区分	単位	利用料金(円)		摘要	施設区分	利用区分	単位	利用料金(円)		摘要
			上限	下限					上限	下限	
バンガロー	A	無	1棟1泊	12,570	6,000	バンガロー	A	無	1棟1泊	12,340	6,000
	B	無	〃	15,710	9,000		B	無	〃	15,420	9,000
	C	無	〃	20,950	14,000		C	無	〃	20,570	14,000
	ログハウス	無	〃	17,800	11,000		ログハウス	無	〃	17,480	11,000
調理棟	大人	1人	620	100	高校生以上	調理棟	大人	1人	610	100	高校生以上
	小人	〃	310	50	小・中学生(小学生未満は無料)		小人	〃	300	50	小・中学生(小学生未満は無料)

改正後						改正前					
		団体大人の項 (略)						団体大人の項 (略)			
		団体小人の項 (略)						団体小人の項 (略)			
管理棟	無	半日	<u>5,230</u>	2,000	夜間使用の場合 は半日とみなす	管理棟	無	半日	<u>5,140</u>	2,000	夜間使用の場合 は半日とみなす
シャワーの項 (略)						シャワーの項 (略)					
施設内出店	無	1日	<u>2,090</u>	1,000	1業種又は1品 目につき	施設内出店	無	1日	<u>2,050</u>	1,000	1業種又は1品 目につき

(下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部改正)

第41条 下呂市濁河温泉施設に関する条例(平成16年下呂市条例第110号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第12条関係)		別表(第12条関係)	
温泉使用料		温泉使用料	
1 年間給湯	<u>660,000円</u>	1 年間給湯	<u>648,000円</u>
2 季節給湯	前号の額の40%相当額	2 季節給湯	前号の額の40%相当額

(下呂市ゆったり館条例の一部改正)

第42条 下呂市ゆったり館条例(平成17年下呂市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正後								改正前										
別表(第13条関係)								別表(第13条関係)										
○ 室内利用料								○ 室内利用料										
1 基本利用料								1 基本利用料										
区分		料金(円)						区分		料金(円)								
		午前9時から 午後1時まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後9時まで				午前9時から 午後1時まで		午後1時から 午後5時まで		午後5時から 午後9時まで				
		上限	下限	上限	下限	上限	下限			上限	下限	上限	下限	上限	下限			
教 養 娛 楽 室	もみじの間	<u>1,570</u>	1,000	<u>1,570</u>	1,000	<u>1,570</u>	1,000	教 養 娛 楽 室	もみじの間	<u>1,540</u>	1,000	<u>1,540</u>	1,000	<u>1,540</u>	1,000			
	ささゆりの間	<u>1,570</u>	1,000	<u>1,570</u>	1,000	<u>1,570</u>	1,000		教 養 娛 楽 室	ささゆりの間	<u>1,540</u>	1,000	<u>1,540</u>	1,000	<u>1,540</u>	1,000		
	ぎふちょうの間	<u>1,570</u>	1,000	<u>1,570</u>	600	<u>1,570</u>	1,000			教 養 娛 楽 室	ぎふちょうの間	<u>1,540</u>	1,000	<u>1,540</u>	600	<u>1,540</u>	1,000	
	響きの間	<u>1,570</u>	1,000	<u>1,570</u>	600	<u>1,570</u>	1,000				響きの間	<u>1,540</u>	1,000	<u>1,540</u>	600	<u>1,540</u>	1,000	
研 修 室	N o . 1	<u>1,040</u>	600	<u>1,040</u>	600	<u>1,040</u>	600	研 修 室	N o . 1	<u>1,020</u>	600	<u>1,020</u>	600	<u>1,020</u>	600			
	N o . 2	<u>1,040</u>	600	<u>1,040</u>	600	<u>1,040</u>	600		研 修 室	N o . 2	<u>1,020</u>	600	<u>1,020</u>	600	<u>1,020</u>	600		
	N o . 3	<u>1,040</u>	600	<u>1,040</u>	600	<u>1,040</u>	600			研 修 室	N o . 3	<u>1,020</u>	600	<u>1,020</u>	600	<u>1,020</u>	600	
	N o . 4	<u>1,040</u>	600	<u>1,040</u>	600	<u>1,040</u>	600				研 修 室	N o . 4	<u>1,020</u>	600	<u>1,020</u>	600	<u>1,020</u>	600
	N o . 5	<u>1,040</u>	600	<u>1,040</u>	600	<u>1,040</u>	600					N o . 5	<u>1,020</u>	600	<u>1,020</u>	600	<u>1,020</u>	600
2 (略)								2 (略)										
○ 入浴料								○ 入浴料										
1 基本入浴料								1 基本入浴料										
区分	単位	料金(円)		摘要				区分	単位	料金(円)		摘要						
		上限	下限							上限	下限							
大人	1回	<u>730</u>	400	大人は16歳以上70歳未満				大人	1回	<u>720</u>	400	大人は16歳以上70歳未満						
老人	1回	<u>520</u>	300	老人は70歳以上				老人	1回	<u>510</u>	300	老人は70歳以上						
小人				小人は3歳以上16歳未満				小人				小人は3歳以上16歳未満						
2 割引入浴料								2 割引入浴料										
区分	単位	料金(円)		摘要				区分	単位	料金(円)		摘要						
		上限	下限							上限	下限							

改正後					改正前				
大人	回数券	1回あたりに換算した額が1回券の利用料を超えない額			大人	回数券	1回あたりに換算した額が1回券の利用料を超えない額		
老人	回数券	1回あたりに換算した額が1回券の利用料を超えない額			老人	回数券	1回あたりに換算した額が1回券の利用料を超えない額		
小人	回数券	1回あたりに換算した額が1回券の利用料を超えない額			小人	回数券	1回あたりに換算した額が1回券の利用料を超えない額		
大人・老人・小人共通	年間券	89,100	50,000		大人・老人・小人共通	年間券	87,500	50,000	

(下呂市道の温泉駅かれん条例の一部改正)

第43条 下呂市道の温泉駅かれん条例(平成17年下呂市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表(第13条関係)						別表(第13条関係)					
施設区分	利用の区分	単位	利用料金(円)		摘要	施設区分	利用の区分	単位	利用料金(円)		摘要
			上限	下限					上限	下限	
温泉浴施設	大人	1回	730	450	中学生以上	温泉浴施設	大人	1回	720	450	中学生以上
	小人	1回	520	300	小学生以下	設	小人	1回	510	300	小学生以下
宿泊施設	宿泊料金(一般)	1人1泊	10,470	4,000	(入湯税を含まない)夕・朝食を含めた料金を設定する場合は右欄の金額に8,380円以内の額を加えた金額とする。 小学生については、一般料金の2分の1を下回らない範囲内で別に定めることができる。 温泉浴施設の利用料金を含む。	宿泊施設	宿泊料金(一般)	1人1泊	10,280	4,000	(入湯税を含まない)夕・朝食を含めた料金を設定する場合は右欄の金額に8,220円以内の額を加えた金額とする。 小学生については、一般料金の2分の1を下回らない範囲内で別に定めることができる。 温泉浴施設の利用料金を含む。
研修室	1室・1区画	1時間につき	2,090	1,000	宿泊及び飲食者が利用する場合は減免することができる。	研修室	1室・1区画	1時間につき	2,050	1,000	宿泊及び飲食者が利用する場合は減免することができる。
交流室	1区画	1時間につき	2,090	1,000	宿泊及び飲食者が利用する場合は減免することができる。	交流室	1区画	1時間につき	2,050	1,000	宿泊及び飲食者が利用する場合は減免することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(第1条、第3条から第13条まで、第25条及び第30条から第32条までを除く)の規定による改正後の使用料等の規定は、施行日以降の使

用に係る使用料等について適用し、施行日前の使用に対する使用料等については、なお従前の例による。

(公の施設の使用料の経過措置)

- 3 この条例第1条の規定による改正後の下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例の別表の規定、第3条の規定による下呂市下呂交流会館設置条例の別表の規定、第4条の規定による改正後の下呂市市民会館条例の別表第3の規定、第5条の規定による改正後の下呂市集団宿泊教育共同利用施設条例の別表の規定、第6条の規定による改正後の下呂市いきいきセンター条例の別表の規定、第7条の規定による改正後の下呂市公民館条例の別表第2の規定、第8条の規定による改正後の下呂市キャンプ場条例の第7条の規定、第9条の規定による改正後の下呂市立小中学校の設置等に関する条例の別表第3の規定、第10条の規定による改正後の舞台峠ドームの設置及び管理に関する条例の別表の規定、第11条の規定による改正後の下呂市元気ではつらつ増進施設条例の別表第1の規定、第12条の規定による改正後の下呂市体育施設条例の別表第3の規定、第13条の規定による改正後の下呂市御嶽パノラマグラウンド条例の別表第2の規定及び第25条の規定による改正後の下呂市湯けむり広場条例の別表の規定は、施行日以後の使用に対する使用料で施行日以後に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日前の使用に対する使用料及び施行日以後の使用に対する使用料で施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例による。

(水道料金、簡易水道料金及び下水道料金の経過措置)

- 4 この条例第30条の規定による改正後の下呂市水道事業給水条例の第23条第1項の規定、第31条の規定による改正後の下呂市簡易水道事業給水条例の第5条の規定及び第32条の規定による改正後の下呂市下水道条例の第26条第1項の規定は、施行日以後に料金の額が確定するものに適用し、施行日前から継続して水道等を使用している者に係る料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の額が確定するものにあつては、なお従前の例による。

【参考資料】

消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1. 制定理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）の規定に基づき、平成 31 年 10 月 1 日から消費税率が 8%（消費税率 6.3%・地方消費税率 1.7%）から 10%（消費税率 7.8%・地方消費税率 2.2%）に上げられることとなりました。これにより、消費税を含む使用料等の額を改正するため、本条例を制定し関係条例の一部を改正するものです。

2. 使用料等の算定方法の原則

消費税が 5%の時の使用料等を 1.05 で除した上で、1.10 を乗じて計算をしています。（原則 10 円未満切り捨て）

3. 改正条例一覧 改正条例は以下の 43 条例です。

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例 | (第 1 条関係) |
| (2) 下呂市防災ヘリポートの設置及び管理に関する条例 | (第 2 条関係) |
| (3) 下呂市下呂交流会館設置条例 | (第 3 条関係) |
| (4) 下呂市市民会館条例 | (第 4 条関係) |
| (5) 下呂市集団宿泊教育共同利用施設条例 | (第 5 条関係) |
| (6) 下呂市いきいきセンター条例 | (第 6 条関係) |
| (7) 下呂市公民館条例 | (第 7 条関係) |
| (8) 下呂市キャンプ場条例 | (第 8 条関係) |
| (9) 下呂市立小中学校の設置等に関する条例 | (第 9 条関係) |
| (10) 舞台峠ドームの設置及び管理に関する条例 | (第 10 条関係) |
| (11) 下呂市元気ではつらつ増進施設条例 | (第 11 条関係) |
| (12) 下呂市体育施設条例 | (第 12 条関係) |
| (13) 下呂市御嶽パノラマグラウンド条例 | (第 13 条関係) |
| (14) 下呂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例 | (第 14 条関係) |
| (15) 下呂市市営駐車場条例 | (第 15 条関係) |
| (16) 下呂市飛驒川温泉しみずの湯条例 | (第 16 条関係) |
| (17) 下呂市市営牧場の設置及び管理に関する条例 | (第 17 条関係) |

- | | | |
|------|---------------------------|------------|
| (18) | 下呂市農業研修生宿泊施設の設置及び管理に関する条例 | (第 18 条関係) |
| (19) | 下呂市農林漁業研修施設条例 | (第 19 条関係) |
| (20) | 下呂市農産物等活用型総合交流施設条例 | (第 20 条関係) |
| (21) | 下呂市農村活性化施設条例 | (第 21 条関係) |
| (22) | 下呂市農林漁業体験施設条例 | (第 22 条関係) |
| (23) | 下呂市肥育牛舎の設置及び管理に関する条例 | (第 23 条関係) |
| (24) | 下呂市有害鳥獣中間処理施設条例 | (第 24 条関係) |
| (25) | 下呂市湯けむり広場条例 | (第 25 条関係) |
| (26) | 下呂市道路占用料条例 | (第 26 条関係) |
| (27) | 下呂市法定外公共物の管理に関する条例 | (第 27 条関係) |
| (28) | 下呂市公園条例 | (第 28 条関係) |
| (29) | 下呂市都市公園条例 | (第 29 条関係) |
| (30) | 下呂市水道事業給水条例 | (第 30 条関係) |
| (31) | 下呂市簡易水道事業給水条例 | (第 31 条関係) |
| (32) | 下呂市下水道条例 | (第 32 条関係) |
| (33) | 下呂市簡易水道事業分担金徴収条例 | (第 33 条関係) |
| (34) | 下呂市一般住宅の設置等に関する条例 | (第 34 条関係) |
| (35) | 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例 | (第 35 条関係) |
| (36) | 下呂市南飛驒はぎわら十六館施設条例 | (第 36 条関係) |
| (37) | 下呂市小坂山村開発センター条例 | (第 37 条関係) |
| (38) | 下呂市御嶽山五の池小屋条例 | (第 38 条関係) |
| (39) | 下呂市濁河温泉市営露天風呂条例 | (第 39 条関係) |
| (40) | 下呂市飛驒小坂ふれあいの森条例 | (第 40 条関係) |
| (41) | 下呂市濁河温泉施設に関する条例 | (第 41 条関係) |
| (42) | 下呂市ゆったり館条例 | (第 42 条関係) |
| (43) | 下呂市道の温泉駅かれん条例 | (第 43 条関係) |

4. 施行期日、経過措置

- (1) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行します。
- (2) 施行日以後の使用に係る使用料で、前納が出来る公の施設の使用料について、施行日前に納付したもの及び施行日前の使用に係る使用料で、施行日以後に納付する使用料については、改正前の使用料とします。
- (3) 水道等の料金については、施行日前から使用している者で、平成 31 年 10 月 31 日までに料金が確定する料金については、改正前の料金とします。

(附則関係)